

令和7年度 第2回 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉専門分科会 会議録

1. 日 時 令和8年2月18日(水) 午後1時30分から2時10分まで
2. 場 所 SG GROUP ホールはちのへ(八戸市公民館)2階 会議室
3. 出席委員 坂本美洋 分科会長、井上比奈 分科会副会長、木村和彦 委員、
(13名) 熊坂覚 委員、瀧川睦美 委員、間山路代 委員、澤口公孝 委員、
中谷美由紀 委員、李澤隆聖 委員、田名部厚子 委員、榎山義則 委員、
上田武男 委員、野田賢子 委員
4. 欠席委員 小川あゆみ 委員、阿達昌亮 委員、高橋薫 委員
(3名)
5. 事務局 佐々木 福祉部長兼福祉事務所長、長内 福祉部次長兼障がい福祉課長
(14名) [高齢福祉課]
町井 課長、沼岡 地域包括支援センター所長、下斗米 介護予防センター所長、
八木澤 副参事、町屋 副参事
[介護保険課]
三浦 課長、佐藤 参事、松村 副参事、田端 主幹、村井 主査、田村 主査
[介護認定審査課]
西田 主査

次第1. 開 会

■司会

ただいまから、令和7年度第2回介護・高齢福祉専門分科会を開会いたします。

本日は、小川委員、高橋委員、阿達委員の3名が所用により欠席されておりますが、委員16名中13名が出席であり、過半数以上の出席者となっておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

ここで、議事に入ります前に、委員に変更がございましたので、御紹介させていただきます。お手元の委員名簿を御覧下さい。

分科会委員の地域支援関係者枠において、八戸市民生委員児童委員協議会 会長の中嶋幸一郎様が退任され、新たに榎山義則様が就任されております。榎山様、一言御挨拶をお願いいたします。

■榎山委員 〈挨拶〉

■司会

ありがとうございました。なお、部会の所属につきましては、地域包括支援センター運営協議会となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、次に坂本専門分科会長に御挨拶をお願いいたします。

また、八戸市健康福祉審議会規則第5条第11項の規定により、引き続き議長として議事の進行もよろしくをお願いいたします。

■分科会長 〈挨拶〉

次第2. 議 事

■議長

それでは、議事に入ります。

(1) 令和6年度八戸市介護保険事業の概要について

■議長

(1) 令和6年度八戸市介護保険事業の概要について、事務局から説明願います。

■事務局

それでは、資料1の令和6年度八戸市介護保険事業の概要について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

「1 高齢者人口と高齢化率の推移」についてですが、図表1は、当市の人口構成であり、令和7年3月末時点での65歳以上の人口は70,180人、総人口213,735人に対する高齢化率は、32.8%となっております。図表2は、高齢化率の推移を全国や青森県と比べたものとなります。当市は青森県平均より低いものの、全国平均よりは高い水準で高齢化が進む見込みとなっております。

2 ページをお開きください。

「2 要介護・要支援認定者数と認定率」についてですが、図表3と図表4は、要介護・要支援認定者数と認定率の推移を表したものとなります。令和7年3月末の合計認定者数は11,645人であり、そのうち、65歳以上の第1号被保険者における認定者数は11,395人、認定率は16.2%となっております。なお、前年と比較すると、第1号被保険者の数は24人減少した一方、認定者数は172人増加しております。

次に3ページをご覧ください。

図表5は、令和7年3月末時点での当市の認定率を全国、青森県、青森市、弘前市及び東北の中核市と比較したものとなります。当市の認定率は16.2%であり、全国等に比べると低い認定率となっております。当市の要介護度別の割合については、全国等に比べると、依然として中重度者の方の割合が高いものの、図表4を見ると、介護保険制度が浸透したことや介護予防の効果等により、要支援1・2や要介護1といった、軽度者の方が少しずつ増加してきております。

4 ページをお開きください。

「3 サービス受給者数と受給率」についてですが、図表6と図表7は、第1号被保険者におけるサービス系列別に、受給者数と受給率の推移をまとめたものとなります。施設サービスでは、前年度と比べ952人減少しております。この要因としては、令和5年度に介護療養型医療施設が廃止となった際、介護医療院に移行したところが少なかったことが考えられます。

一方、居住系サービスは、前年度と比べると244人増加しており、その要因としては、第8期計画に認知症対応型共同生活介護を新設したことが考えられます。なお、在宅サービスでは、受給者数や受給率は増加傾向にあります。その要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が影響していると考えられます。

5 ページをご覧ください。

図表8と図表9は、第1号被保険者におけるサービス系列別の受給率を各地域と比較したものとなります。当市は、全国等と比べ施設・居住系サービスともに受給率が低い状況にあることが分かります。要因としては、比較対象地域に比べ当市は認定率自体が低いことや、施設・居住系サービスの合計定員数が少ないことがあげられます。その一方で、在宅サービスの受給率が高いことから、当市は住み慣れた地域で暮らし続ける在宅サービスが比較的充実しているとも考えられます。

6 ページをお開きください。

「4 サービス利用回数」についてですが、図表10は、訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーションといった、「訪問系サービス」の受給者1人当たりの1か月の利用回数の推移となっております。訪問介護の利用回数が増加しておりますが、この要因としては、新型コロナウイルス感染拡大による外出制限等が契機となり、

在宅生活での需要が伸びたこと、また、物価高騰等の理由により通所系サービスの食事代等が値上がりしているため、訪問介護の回数を増やす方が一定数いることなどが考えられます。

図表 11 と図表 12 は、訪問介護受給者数を介護度別に表したもので、ホームヘルパーの需要は要介護 2 の方の割合が高いことが分かります。その要因としては、重度者の方は訪問系サービスより居住系や施設系サービスを利用する傾向があることや、認定者数は要介護 2 より要介護 1 の方が多い一方で、要介護 1 より要介護 2 の方の支給限度額が高いため、要介護 2 の方の利用回数が増えていることが考えられます。

7 ページをご覧ください。

図表 13 と図表 14 は、訪問系サービスの利用回数を各地域と比較したものととなります。青森県と当市を含む県内 3 市及び盛岡市は、訪問系サービスの利用回数が多い傾向にあることが分かります。主な要因として、有料老人ホームでの需要が考えられます。

8 ページをお開きください。

「5 給付月額」のうち、「(1) 第 1 号被保険者 1 人当たりの給付月額」についてですが、図表 15 と図表 16 はサービス系列別の第 1 号被保険者 1 人当たりの給付月額の推移を表したものととなります。在宅サービスは、コロナウイルス感染症拡大の収束による在宅サービス受給者数の増加に伴い、給付費も増加傾向で推移しております。施設・居住系サービスは、介護療養型医療施設廃止の影響により、前年度と比べ 113 円減少しております。

9 ページをご覧ください。

図表 17 と図表 18 はサービス系列別の第 1 号被保険者 1 人当たりの給付月額を各地域と比較したものととなります。在宅サービスは、対象地域の中で 5 番目に高い 13,956 円であり、特に訪問系と通所系の割合が高くなっていることが分かります。一方、介護老人福祉施設などの施設・居住系サービスは、全国等と比べ低い給付月額となっております。

10 ページをお開きください。

「(2) 受給者 1 人当たりの給付月額」についてですが、図表 19 と図表 20 は在宅サービスについて、受給者 1 人当たりの給付月額の推移を表したものととなります。全体の給付月額はデイサービスやホームヘルパーといったサービスを主として増加傾向にあり、令和 6 年度は前年度に比べて 944 円増加しております。その要因としては、令和 6 年度の介護報酬改定により介護報酬が増額したことが考えられます。

11 ページをご覧ください。

図表 21 と図表 22 は在宅サービスの受給者 1 人当たりの給付月額を各地域と比較したものととなります。当市の給付月額合計は比較対象の中で 2 番目に高くなっております。その要因としては、介護報酬単価の高い要介護 2 以上の中重度者の方の割合が、比較対象地域と比べて高いことが考えられます。引き続き介護予防に取り組みながら重度化防止に努める必要があります。

12 ページをお開きください。

「6 介護給付費」についてですが、図表 23 は、各年度の介護給付費の支出状況を表したものととなります。令和 6 年度の介護給付費は、全体で約 200 億 7 千万円であり、対前年度比は 0.4% 増となっております。増加額が特に大きい給付費は、居宅サービス給付費で、約 1 億 9 千万円増加しております。内訳を見ますと、通所系サービスが大きく増加しております。

13 ページをご覧ください。

図表 24 は介護給付費とサービス受給者数の推移を表したものととなります。居宅サービスや地域密着型サービスの受給者数は、居住系サービスであるグループホームや介護

付きホームの整備が進んだことなどにより増加傾向で推移していますが、施設サービスの受給者数は介護療養型医療施設廃止等の影響により減少傾向にあります。

14 ページをお開きください。

「7 地域支援事業」についてですが、図表 25 は地域支援事業の実施状況となっております。地域支援事業は、介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としたものとなります。

令和 6 年度の費用額は約 8 億 7 千万円で、前年度と比べ約 1,960 万円増加しております。主に介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス費が増加しており、この要因としては、要支援認定者数の増加に伴うサービス利用者の増加などが考えられます。

16 ページをお開きください。

「8 第 9 期計画期間の総費用」についてですが、図表 26 は、第 9 期計画期間の総費用を表したものとなります。第 9 期計画期間 3 年間の見込費用は、介護給付費が約 627 億 3 千万円、地域支援事業費が約 27 億 1 千万円、合わせた総費用は約 654 億 4 千万円となっております。令和 6 年度における実績額は、約 209 億 4 千万円で、対計画比 97.0%となっており、計画値よりも約 6 億 5 千万円少ない費用での事業運営となりました。

17 ページの「9 介護保険料の収納状況」をご覧ください。

図表 27 は、第 1 号被保険者の介護保険料の収納状況を表したものとなります。令和 6 年度の収納額は約 44 億 5 千万円となり、収納率は 99.40%となっております。第 9 期計画期間は、第 8 期計画期間の保険料基準月額を 6,000 円から 5,800 円へと 200 円引き下げたため、全体の収納額は減額となっております。

図表 28 は、年金からの天引きである特別徴収が出来ない方を対象とした、普通徴収の収納率の推移となっております。この図表から収納率は年々増加していることが分かります。この要因としては、口座振替加入率が増加していることから、介護保険制度の浸透などが考えられます。

最後に、18 ページをお開きください。

「10 介護保険特別会計の収支」についてですが、図表 29 は、決算規模及び収支の推移を表したものであり、図表 30 については、歳入決算額の状況、図表 31 については、歳出決算額の状況となっております。図表 29 の令和 6 年度の欄をご覧ください。介護保険特別会計の決算額は、歳入が 221 億 3,797 万円、歳出が 215 億 9,822 万 8 千円、歳入歳出差引額は 5 億 3,974 万 2 千円となっております。その歳入歳出差引額から、翌年度に返還する負担金等を差し引いた実質的な収支である 2 億 1,772 万円を、令和 7 年度へ繰越し、保険給付費の財源に充てることとなります。

以上で、令和 6 年度八戸市介護保険事業の概要についての説明を終わります。

■議長

ただいまの説明について、御意見、御質問等はありませんか。

御意見等ないようですので（1）について了承することといたします。

（2）第 9 期八戸市高齢者福祉計画に基づく施設整備について（認知症対応型共同生活介護の再募集結果）

■議長

次に、（2）第 9 期八戸市高齢者福祉計画に基づく施設整備（認知症対応型共同生活介護の再募集結果）について、事務局から説明願います。

■事務局

それでは、資料2「第9期八戸市高齢者福祉計画に基づく施設整備について（認知症対応型共同生活介護の再募集結果）」を御説明いたします。

「1概要」でございますが、第9期八戸市高齢者福祉計画では、認知症高齢者や医療等多様なニーズのある方の増加に対応するため、看護小規模多機能型居宅介護を1か所、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームを36床、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付きホームを120床、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームを15床、それぞれ整備することとしております。

このような計画に基づき、各サービスを整備運営する事業者について、令和6年度に公募を行い、書類による一次審査の後、有識者・被保険者等7人の選考員で構成する選考会において二次審査を実施し、整備事業者を選定いたしました。

その結果は、「4参考（令和6年度選考結果）」のとおりでございます。

ただし、募集2の認知症対応型共同生活介護については、36床の募集に対して、18床分の不足が生じていたため、今年度、この不足分について改めて公募を行い、整備事業者を選定することとしたものです。

「2再公募・選定の状況」でございますが、昨年8月20日に募集要項を公表し、9月1日から11月14日にかけて応募を受け付けました。その結果、1者から応募があり、本年1月21日に選考会を開催しました。

選定にあたっては、評価点数が基準点である60点以上であることを条件とし、提出された事業計画等を基に審査を行いました。

「3選考結果」でございますが、株式会社ビジュアルビジョンが選定され、令和9年度に、糠塚地区において、2ユニット18床を開設する予定でございます。

最後に、先ほども触れましたが、「4参考」として、昨年度の選考結果を掲載しております。

現時点での進捗状況についてですが、募集3の特別養護老人ホームについては、いずれの事業者においても既に整備が完了し、今年度から事業を開始しております。

それ以外の施設については、令和8年度の開設に向けて、現在整備を進めているところでございますが、募集4介護付きホームにおける社会福祉法人信和会の29床については、当初は地域密着型サービスとして整備予定と報告しておりました。

しかしながら、法人内部の人員不足等へ柔軟に対応するため、同一敷地内にある、別棟の既存の介護付きホームと同一の施設として登録変更することとなり、その結果、広域型の介護付きホームの転換増床という形で整備されることとなりました。なお、整備床数や整備時期には変更はございません。

以上で資料2の説明を終わります。

■議長

ただいまの説明について、御意見、御質問等はありませんか。

御意見等ないようですので（2）について承認することといたします。

（3）介護事業者の行政処分について

■議長

次に、（3）介護事業者の行政処分について、事務局から説明願います。

■事務局

それでは、案件（3）介護事業者の行政処分について御説明いたします。

この案件につきましては、昨年9月25日付け事務連絡にて、委員の皆様にご書面にてお知らせしておりましたが、改めてその概要について御説明いたします。

資料の3をご覧ください。

行政処分を行った事業者名等でございますが、株式会社ブーケが運営しておりました「ヘルパーステーションかりん」で、サービスの種類は、訪問介護と第1号訪問事業指定事業者でございます。

行政処分の内容でございますが、処分内容は、「指定の取消し」で指定取り消し年月日は、令和7年10月1日でございます。

処分理由は、不正請求によるもので、不正の期間は令和4年7月から令和6年3月まででございます。

次に、不正の事実でございますが、一つは、同一建物減算の不適用で、事業所が階上町の自社運営している有料老人ホーム内にあつたにも関わらず、当該有料老人ホームへの訪問介護の介護報酬について減算を行わなかったこと、2つ目は、事実と異なるサービス提供記録を作成していたということで、サービスの実態と異なる訪問介護員、サービス内容、提供時間等を記載したサービス提供記録を作成し、介護報酬を請求していたこと、3つ目は、サービス提供記録の不備等で、サービス提供記録がない、又は具体的なサービス提供記録等の記載がなかったということでございます。

市の対応状況でございますが、今回の不正請求は、令和6年4月に実施した運営指導により発覚したもので、同日監査へ切り替え、以後9回に渡り、従業員の出勤簿やサービス提供記録等書類の確認、また、関係者からのヒアリングを実施し、行政処分に至ったものでございます。

事業者に対する経済上の措置でございますが、今回の行政処分に伴う介護給付費の返還額は4,859,719円で、この返還額は、不正利得に係る加算金40/100を加えた金額でございます。

指定取り消し後の当該ヘルパーステーションの利用者につきましては、別法人が運営する訪問介護事業所に引き継がれ、サービス提供が継続されていることを確認しております。

説明は以上でございます。

■議長

ただいまの説明について、御意見、御質問等はありませんか。

御意見等ないようですので（3）について了承することといたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

最後に事務局からお願いします。

■事務局

皆様大変お疲れさまでございました。長い時間に渡りまして御審議、大変ありがとうございました。

最初の顔合わせではありましたが今年度最後ということで、一言御挨拶を申し上げます。

最初に会長からも御挨拶で触れておりましたが、第1回は昨年夏、7月に開催の予定でございました。7月30日カムチャッカ半島沖地震の影響を受け、その日の朝、注意報が先に出まして、即警報になりました。市役所の方も対策本部が設置されるという中で、最初の会議は書面開催ということになってしまいまして、皆さまに書面をお送りさせていただいて、御審議いただいたというものであります。

本日、御陰様で第2回ということになりまして、これまで御審議いただいたところでございます。

御蔭様で第9期計画のそれぞれの取組につきましても、概ね計画通りに進めさせていただいておりまして、第9期の2年目に当たっております今年度の介護給付費について

も、計画の範囲内となる見込みがたってきたところでございます。

引き続き、皆様には御審議いただいた内容を、第9期計画の各取組に適正に反映をさせながら、介護・高齢福祉施策の着実な推進に繋げて参りたいと考えております。

今年度の専門分科会の開催は本日が最後となってしまいますけれども、これまでの御支援、御協力に改めて感謝申し上げますながら、今後とも当市の福祉行政につきまして、改めてお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

次第3. 閉 会

■司会

これをもちまして、第2回介護・高齢福祉専門分科会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。